

一般社団法人日本循環器学会 近畿支部運営内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を近畿支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

(支部事務局)

第2条 各支部の事務局は、日本循環器学会定款施行細則に定める地区に置く。

(支部長)

- 第3条 2年毎に行われる日本循環器学会社員総会の後、支部規定第6条2項に沿い支部長を決定する。支部長の任期は選任後2年以内に終了する事業年度の支部社員総会終結の時までとする。
- 2 支部規程第6条の4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げないが、本支部における支部長の連続して就任できる期数は2期（通算4年）までとする。
 - 3 支部長は、「近畿支部コンプライアンス・倫理内規」を順守しなければならない。

(支部役員)

- 第4条 支部役員は、支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、支部役員として必要な人物がいる場合は、支部長が推薦する。
- 2 支部役員は、「近畿支部コンプライアンス・倫理内規」を順守しなければならない。

(支部監事)

- 第5条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては2名とする。
- 2 支部規程第8条2項に定める支部監事の選出について、本支部においては、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
 - 3 支部監事は、「近畿支部コンプライアンス・倫理内規」を順守しなければならない。

(支部幹事)

- 第6条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名とし、支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。
- 2 支部幹事は、「近畿支部コンプライアンス・倫理内規」を順守しなければならない。
 - 3 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し支部長へ報告することとする。
 - 3 JCS-ITC 業務担当幹事は、会員かつファカルティーの中から選出することとする。ファカルティ

一がない場合は会員かつコースディレクターの中から選出する。

- 4 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会において発言し、承認を得なければならない。

（支部評議員）

第7条 支部規程第10条に定める支部評議員は、支部評議員2名の推薦により選出し、支部役員会及び支部社員総会において承認する。

- 2 候補者は、支部役員会予定日より15日以前に支部評議員2名が署名・捺印した推薦書、履歴書、業績書を支部長へ提出する。
- 3 支部評議員の被推薦資格は、以下の3項をすべて満たすこととする。
 - 1) 65歳以下で7年以上引き続き日本循環器学会会員であること。
 - 2) 講師又は医長以上及びこれに準ずる者。
 - 3) 日本循環器学会学術集会または地方会において、過去5年間に3演題以上発表していること（共同演者でよい）。ただし基礎研究者については別途考慮する。
- 4 支部評議員会に正当な理由なく3回連続して欠席した者、退会した者、近畿支部から移動した者は、支部評議員の資格を喪失する。

（地方会会長）

第8条 地方会会長は、「近畿支部コンプライアンス・倫理内規」を順守しなければならない。

- 2 地方会会長は、「臨床研究の利益相反に関する共通指針の細則」に定められた様式の利益相反の自己申告書を支部長経由で本会へ提出しなければならない。
- 3 地方会会長は、地方会開催日程の決定を行う。
- 4 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
- 5 地方会実施にあたり、会長の推薦にて会長校事務局長を任命してよい。会長校事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。
- 6 地方会運営にあたる企画会社の選定は、会長一任とするが、企画会社手数料が過多とならないことを事前に確認しなければならない。
- 7 地方会開催にあたり収入の受入れ、費用の精算の為、会長名において専用口座を開設しなければならない。口座開設と同時にキャッシュカードを作成する場合は、会長から使用者・保管者を指名し、それ以外のものが利用出来ない体制を構築しなければならない。
- 8 お届け印、通帳は会長または会長が指名した者が保管する。保管にあたっては必ず施錠し、本人のみが解錠出来る体制としなければならない。

（支部名誉会員）

第9条 支部規程第4条2項に定める支部名誉会員は、近畿支部単独の支部社員総会において選任する。

- 2 支部名誉会員の被推薦資格は、支部社員総会開催日において年齢65歳以上（当日に65歳を迎

- える者を含む)の現役近畿支部評議員であることとする。
- 3 支部名誉会員は、支部評議員会に出席することができる。
 - 4 支部名誉会員は、支部役員、支部幹事の兼務を不可とする。
 - 5 支部名誉会員は、永年資格とする。

(支部役員会、支部社員総会)

第10条 支部規程第12条に定める支部役員会は、本支部所属の社員が全て含まれるため、支部規程第13条の支部社員総会と同時開催することとする。

(支部事務局業務)

第11条 支部規程第15条における支部事務局業務は、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務に従事する人員を支部役員会の承認のもと採用しても構わない。雇用条件の変更がある場合は、支部役員会での承認を必要とする。

(地方会)

第12条 支部規程第16条1項に定める地方会について、本支部は原則として毎年2回地方会を開催する。

- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会近畿地方会とする。
- 3 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

(JCS-ITC 講習会)

第13条 支部規程第17条1項に定めるJCS-ITC講習会について、本支部はJCS-ITC業務担当幹事との協議により支部事務局において事務業務(受講者への連絡、受講料受付・謝金や立替金の精算等)を行う。

- 2 JCS-ITC講習会の事務業務についてはJCS-ITC講習会事務要領に定めることとする。

附則

- 1) この内規は、平成27年9月1日から試行期間とし、平成28年4月1日から完全実施とする。
- 2) この内規改正は、支部役員会において審議し、支部社員総会にて決定する。

2016年4月1日施行
2018年6月30日一部改定